

○霧島市中小零細企業振興条例

平成27年7月10日

条例第26号

霧島市は、鹿児島県の中央部に位置し、県内はもちろん、南九州3県の交通の要衝として利便性も高いことから、さまざまな形態の多くの企業が集積するまちとして栄えてきた。

しかしながら、市内の企業数や従業員数のうち多数を占めている、いわゆる中小零細企業と呼ばれる中小企業者及び小規模事業者を取り巻く環境は、経済のグローバル化や少子高齢化、人口減少社会の到来など社会構造の大きな変化により年々厳しさを増している。

このような中、中小零細企業が多様で活力のある成長発展を遂げていくためには、自らが地域経済の担い手であることの「誇り」と、中小零細企業特有の組織の柔軟性、機動性、きめ細やかなサービスといった「強み」を再認識した上で、創意工夫を図りながら果敢に変化に対し挑戦するなど、自主的な努力が必要となってくる。

このようなことを踏まえ、中小零細企業の成長発展に向けた取組を関係する機関が一体となって継続的に推進することにより、中小零細企業の振興につなげるとともに、地域経済の活性化と豊かな市民生活を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小零細企業の振興に関する基本理念を定め、市の責務、中小零細企業の努力、関係者の役割等を明らかにするとともに、市の基本方針を定めることにより、中小零細企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小零細企業 中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げるもの及び農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第3条第1項に規定する農業者であって、市内に事務所又は事業所を有し、事業を営んでいるもの)及び小規模事業者(小規模企業振興基本法(平成26年法律第94号)第2条各項に掲げるものであって、市内に事務所又は事業所を有し、事業を営んでいるもの)をいう。
- (2) 大企業者 中小企業基本法第2条で定義された「中小企業者」以外の「事業者」であって、市内に事務所又は事業所を有し、事業を営んでいるものをいう。
- (3) 経済団体 商工会議所、商工会等の経済団体並びに中小零細企業の振興を図ることを目的とする団体及びその連合会であって、市内に住所を有するものをいう。
- (4) 金融機関 市内に本店又は支店を置く金融機関をいう。
- (5) 市民 市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学するものをいう。

(基本理念)

第3条 中小零細企業の振興は、中小零細企業の創意工夫及び自主的な努力を基本としな

がら、市及び前条各号に掲げる者が相互に連携して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、社会経済情勢の変化に応じて適切な中小零細企業の振興に関する施策の実施に努めるものとする。

- (1) 中小零細企業の経営革新、事業承継、新規創業及び第二創業の促進
- (2) 中小零細企業の経営改善及び経営基盤強化の促進
- (3) 地産地消及び域内消費の推進
- (4) 地域資源の活用
- (5) 観光及び農商工連携並びに六次産業化の推進
- (6) 中小零細企業の販路開拓及び拡大に対する支援の強化
- (7) 中小零細企業の事業の成長と持続的発展が可能な取組の促進
- (8) 中小零細企業活性化策の具現化のためのシステムづくり
- (9) 中小零細企業と大企業者との連携の促進
- (10) 地域コミュニティと産業の活性化が一体となれるような取組の推進
- (11) 人材の確保と育成に関する支援体制の整備

2 市は、中小零細企業の振興に関する施策の実施状況を検証した上で、より効果的な施策の実施に努めるものとする。

(中小零細企業の努力)

第5条 中小零細企業は、社会経済情勢の変化に応じて、経営革新、経営基盤の強化等に積極的に努めるものとする。

2 中小零細企業は、雇用機会の確保、人材の育成、福利厚生の充実その他雇用環境の整備に努めるものとする。

3 中小零細企業は、その事業活動を通じて地域の活性化に資するよう努めるものとする。

(大企業者の協力)

第6条 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚することはもとより、中小零細企業が自らの事業活動の維持及び発展に欠くことのできない存在であることを認識するとともに、中小零細企業と連携し、その振興及び地域経済の活性化に貢献するよう努めるものとする。

(経済団体の協力)

第7条 経済団体は、中小零細企業の経営革新、経営基盤の強化等に積極的に取り組むとともに、市が実施する中小零細企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の協力)

第8条 金融機関は、中小零細企業が経営革新、経営基盤の強化等に取り組むことができるよう、経営相談や中小零細企業に対する円滑な資金の供給等に協力するよう努めるものとする。

(域内消費の促進)

第9条 市及び第2条各号に掲げる者は、市内で生産、製造又は加工された產品の購入及び市内で提供されるサービス等の調達割合を高めるよう努めるとともに、その関係者に対しても、積極的に当該取組に協力するよう呼びかけるものとする。

(小規模事業者への配慮)

第10条 市は、中小零細企業の振興に関する施策の実施に当たっては、特に小規模事業者に配慮し、積極的な施策の実施に努めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 市は、第4条に規定する基本方針に基づく施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(中小零細企業振興会議)

第12条 市長は、有効な施策の策定及び実施に向けて取り組むため、市の中小零細企業の振興に関する施策の評価及び検討を行う霧島市中小零細企業振興会議(次項において「会議」という。)を設置する。

2 会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(その他)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。